

令和7年度

新濃尾（二期）地区

新木津用水路小牧久保一色工区その8工事

現 場 説 明 事 項
(第1回変更)

1. 一般事項

1) 見積に関する事項について

(1) この工事の見積は、工事請負変更契約書案、見積依頼書及び現場説明事項に記載する条件により東海農政局随意契約見積心得（以下「見積心得」という。）に従って行うものとする。

ただし、見積心得第5条第4項については「第2項の見積りには、前条に規定する無効の見積りをした者は参加することができないものとする。」と読み替える。

また、郵送、電子契約システム又は電子メールによる見積の場合は、次のことに留意すること。

・見積の結果、予定価格に達した見積がないときの再度の見積については、別途、指示するので、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時に連絡のとれるようにすること。

・郵送による見積書の提出については、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時の前日（前日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日の場合は、その直前の開庁日）までに東海農政局会計課契約係へ必着のこと。ただし提出方法については簡易書留に限る。

・電子契約システムによる見積書の提出については、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時までに完了すること。

・電子メールによる見積書の提出については、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時までに tokai_nyusatu@maff.go.jp 宛送信すること。

(2) 本工事の見積に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(3) 見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、見積者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

2) 部分払いについて

(変更なしにつき省略)

3) 工事請負契約書案について

(変更なしにつき省略)

4) その他

(変更なしにつき省略)

2. 特別指示事項

1) 一般事項

(変更なしにつき省略)

2) 工事概要

特別仕様書（第1回変更）に示すとおり。

3) 工事仕様書（共通仕様書、特別仕様書）
共通仕様書、特別仕様書（第1回変更）に示すとおり。

4) 契約に係る事項
別紙のとおり

3. 質 疑

現場説明事項に関する質問があるときは、令和8年2月12日17時までに書面（FAX可）をもって東海農政局新濃尾農地防災事業所工事第一課長宛に提出すること。

なお、質問があった場合は、令和8年2月13日17時までに書面により回答する。

(別 紙)

契 約 に 係 る 事 項

1. 工種区分

本工事における工種区分は、農林水産省農村振興局制定「土地改良事業等請負工事積算基準（土木工事）」の第3別表1に掲げる「水路工事」、積算体系年月及び適用単価期は「令和7年3月」、共通仮設費率及び現場管理費率の補正に係る施工地域区分は、「一般交通影響有り(2)-2」、地域区分は「愛知(1)」、地区区分は「新濃尾(4)」を適用している。

2. 工期

本工事の積算上の工期は、令和7年7月19日～令和8年3月26日（251日間）としている。

3. 資材価格

土地改良事業等請負工事予定価格積算に用いる資材価格（東海農政局公表分）は、以下に公表している。

<https://www.maff.go.jp/tokai/noson/nn/price/index.html>

4. 適用歩掛

鋼矢板圧入（打設）の積算歩掛については、（一社）全国圧入協会「GRBシステム ノンステーキング工法鋼矢板圧入引抜標準積算資料【2024年度版】（歩掛）を適用している。

5. 良質土の定義

特別仕様書に記載する良質土とは、礫質土、砂、砂質土及び購入土（山土砂等）をいう。

6. 埋戻し及び盛土

埋戻し及び盛土は、掘削により発生する良質土を想定しているが、発生した土が埋戻し及び盛土に不適切な場合は、発生した土の改良・購入土への置換等により、第3種改良土（発生土利用基準について（平成18年8月10日））相当となるよう変更協議する必要がある。

7. 土取場、流用土仮置場及び建設発生土受入地

(1) 特別仕様書第5章5に示す土取場、建設発生土受入地及び流用土仮置場までの距離は、寺西仮置き場まで2.0km、田楽町仮置場まで8.5 kmを見込んでいる。

なお、現場から寺西仮置き場まで想定している運搬路は、道路標識等により通行を禁止されている区間が含まれており、通行する際には「通行禁止道路通行許可」を小牧警察署に申請する必要がある。

(2) 建設発生土受入地については、関係機関との協議により場所が変更となる場合がある。

また、搬出の際にスケルトンバケットによる土砂ふるいを追加する場合がある。

8. 既設構造物撤去工及び金属類の取扱い

(1) 既設水路の底版は無筋コンクリートを見込んでいるが、現地が相違する場合は、監督職員と変更協議するものとする。

(2) 特別仕様書第5章6に示す金属類受入地までの距離は、4.3kmを見込んでいる。

また、発生材の下にシートを布設するよう指示（変更追加）する場合がある。

また、発生材の下にシートを敷設するよう指示（変更追加）する場合がある。

下末仮置き場を利用する工事は、特別仕様書第4章2に示す他に以下の工事で利用する。

工 事 名	施工時期
新木津用水路小牧東田中工区（その3）改修工事	令和7年6月～令和9年5月
新木津用水路小牧東田中工区（その4-2）改修工事	令和6年6月～令和7年5月
新木津用水路小牧東田中工区（その6）改修工事	令和7年6月～令和9年5月
新木津用水路小牧東田中工区（その7）改修工事	令和6年6月～令和7年5月
新木津用水路春日井上田楽工区（その1-1）改修工事	令和6年7月～令和8年3月
新木津用水路春日井兵田岩野工区（その2）改修工事	令和7年6月～令和9年5月

9. 建設資材廃棄物処分の数量

構造物撤去等に伴い発生する建設資材廃棄物処分（コンクリート殻、アスファルト殻等）の数量については、実績数量を踏まえ変更協議するものとする。

10. 付帯工

(1) 安全施設工（フェンス扉等）、法面工、階段工の構造や位置等については、発注者が行う協議調整により変更する場合がある。

(2) 階段工の構造については、関係機関と協議中であるため、構造が決まり次第設計変更にて追加する。

なお、階段工の作業日数については、現時点の構造で必要日数を算定しており、工程計画に見込んでいる。

11. 復旧工

アスファルト舗装の範囲及び構成については、関係機関との協議調整により変更協議する場合がある。

12. 仮設工

(1) 仮廻し水路工

特別仕様書第5章7に示す仮廻し水路は、特別仕様書第7章1に示す高密度ポリエチレン管を予定しており、施工に当たっては、適切な設置撤去及び善良な維持管理が行われることを前提としているが、やむを得ず通常の補修による再利用が困難な損傷等が生じた場合は、設計変更により必要数量を補充することを考えている。

また、パッキン等の消耗品は計上していないため、止水方法について監督職員と協議すること。

なお、仮廻し水路の設置に当たって、降雨等の避けられない事象に起因した破損等

の防止対策について、監督職員と協議すること。

(2) 土留め用鋼矢板

令和6年度工事で施工済みの鋼矢板12枚分については貸与品とし、引抜き後は仮置場に搬出する。なお、仮置場については別途指示する。

(3) 上流締切兼水路内進入路及び工事用進入路

特別仕様書第5章2及び3に示す上流締切兼水路内進入路及び工事用進入路については、発注者が行う協議調整により構造等を変更協議する場合がある。

(4) 仮設フェンス

仮設フェンスについては、関係機関と協議中であるため、その結果を踏まえ変更協議する場合がある。

(5) 水替工

特別仕様書第5章4の水替工（工事区域内の常時排水）については、No. 28+80、No. 29+20付近にて行うことを計画している。

また、特別仕様書第5章7仮廻し水路で示す排水ポンプについては、運転日数の実績を踏まえ変更協議する場合がある。

(6) 右岸仮設ヤード

右岸仮設ヤードの詳細構造については、関係機関との協議調整により別途指示する。

(7) アンダードレーン

(削除)

(8) 水路内清掃費用

特別仕様書第5章7に示すとおり、排水量が想定を超える場合は、現場内を流下させる計画としているが、その場合、工事再開に向けて排水・清掃費用が必要となった場合には、監督職員と協議するものとする。

(9) 道路占用について

土留施工時のクレーンヤードについて、小牧市の市道を占用する計画である。詳細は監督職員と協議するものとする。

13. 貸与品

貸与品の購入価格は次のとおりである。

名 称	規 格	単 位	価 格 (円)
高密度ポリエチレン管	φ 1350	m	94,200
高密度ポリエチレン管曲管	φ 1350	個	削除
高密度ポリエチレン管継手	φ 1350	個	削除
高密度ポリエチレン管	φ 400	個	9,135
高密度ポリエチレン管継手	φ 400	個	14,500
敷鉄板	t=22 1,524×6,096	枚	130,726
鋼矢板	Ⅲ型 L=8.0m	ton	180,000

なお、貸与品については、6ヶ月未満の設置で損耗率55%としている。

14. 現場環境（快適トイレ）の整備について

特別仕様書第14章10に示す快適トイレに要する費用については、共通仮設費の営繕費（積上げ）として51,000円/基・月（税抜き）を見込んでいる。

15. 歩掛調査について

特別仕様書第15章1）に示す歩掛調査に要する費用については、共通仮設費の技術管理費（積上げ）として83,100円（税抜き）を見込んでいる。

16. 諸経費動向調査について

特別仕様書第15章2）に示す諸経費動向調査に要する費用については、共通仮設費の技術管理費（積上げ）として66,000円（税抜き）を見込んでいる。

17. その他

(1) 架空線の防護措置（防護管設置）に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により防護措置が必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

(2) コンクリートの養生について

コンクリートの養生については、一般養生を想定しているが、現場条件により給熱養生が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。